

第33回北杜市代表团米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 北杜市代表团を姉妹都市であるアメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡に派遣し、各種交流を通じて、異文化体験とともに国際交流への関心を高め、さらに米国の観光や他の産業など経済交流の可能性を模索することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業実施主体は北杜市とし、事務局を企画部企画課に置く。

(派遣先及び期間)

第3条 派遣先は、アメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡（以下、「マディソン郡」という）とし、派遣期間は令和8年10月1日(木)から令和8年10月9日(金)の9日間とする。

(派遣者)

第4条 派遣枠は市長、議会選出1名、各町選出8名、一般公募2名以内及び市職員公募・事務局2名、通訳1名、添乗員1名とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(派遣資格)

第5条 派遣者の派遣資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 海外渡航に適する健康な者。
- (2) 北杜市が定める負担金の支払いができる者。
- (3) 事業実施主体者の計画に従って、規律ある行動ができ、協調性のある者。
- (4) 原則として過去に本事業への参加経験のない者。
- (5) 当該事業参加後、体験に基づく報告書を北杜市に提出できる者。
- (6) 事前研修等に参加できる者。
- (7) 帰国後も、地域において国際交流及び国際協力事業に積極的に参加できる者。

(選出方法及び決定)

第6条 参加者の選出は、第4条に定める個人及び団体の選出者の中から市長が決定する。

2 公募による選出は、別に定める第33回北杜市代表团米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業募集要領に基づき募集を行い、市長が決定する。

(研修)

第7条 派遣を決定された者は北杜市が行う事前研修に必ず出席することを義務とし、特別の事情により事前に北杜市が認めた場合以外は欠席できないものとする。

(派遣者の派遣取消)

第8条 派遣者が次項の規定に従わない場合は、派遣を取り消す。

- 2 特別の事情がなく無断で事前研修を欠席した場合。
- 3 傷病等の特別な事情により申し出た場合。

(事故の賠償及び免責等の誓約)

第9条 派遣者は次に掲げる内容について誓約し第33回北杜市代表团米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業参加誓約書(様式第1号)を市長に提出して厳守履行しなければならない。

- (1) 派遣期間中に本人が死亡、傷害等を負った場合、また派遣期間中の本人の故意、過失及び不注意に起因した傷病並びに事故、天災、異変等により生じた傷病、損害に関して北杜市は一切賠償責任を負わないこととする。
- (2) 第8条により派遣を取り消された場合は、事業に要した費用は全額個人負担をしなければ

ばならない。ただし、傷病等の特別な事情により取消しを申し出た場合はこの限りではない。

(派遣及び事前研修時の不測の事態等)

第10条 派遣及び事前研修中に不測の事態等が発生した場合は事業実施主体である北杜市が最善と思われる判断を下すものとする。また、これによって発生する経費の負担等に関しては、北杜市と派遣者の両者による話し合いの上、決定するものとする。

(負担金)

第11条 派遣者が支払う負担金は、事業費（現地までの旅費、マディソン郡以外での滞在費、その他市長が認める経費）の内から市長が定める額とする。

2 負担金の支払いは、派遣終了後、北杜市が算出した金額を北杜市の定める期限内に支払うものとする。

3 事前研修時に係わる諸経費（交通費等）は、各自負担とする。

(報告)

第12条 派遣者は、帰国後、北杜市の定める期限内に体験報告書（概ね400字原稿用紙3枚以内）を、北杜市に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

様式第 1 号

北杜市長 様

第 3 3 回北杜市代表団米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業参加誓約書

北杜市代表団米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業について、

私 _____ が派遣者となった場合、下記の事項について誓約し、

厳守履行することを誓います。

記

- 1 第 3 3 回北杜市代表団米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業実施要綱を厳守し、姉妹地域交流の発展に寄与します。
- 2 本事業参加の経験を活かし、将来に亘り北杜市又はその他国際交流事業実施主体が行う国際交流事業に可能な限り協力します。
- 3 派遣期間中不慮の事故等により本人が死亡、傷害等を負った場合、また派遣期間中の本人の故意、過失及び不注意に起因した傷病並びに事故、天災、異変等により生じた傷病、損害に関して北杜市に一切賠償責任を追及いたしません。
- 4 第 8 条により派遣を取り消された場合は、事業に要した費用は全額個人負担することを確約し、異議申し立てはいたしません。（ただし、傷病等の特別な事情により取消しを申し出た場合はこの限りではない。）

以上

令和 年 月 日

住 所

氏 名